

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和5年（2023年）8月23日（諮問第30号）

答申日：令和6年（2024年）9月30日（答申個第25号）

事案名：児童相談所が虐待調査を行った事案に関して作成した文書に記載されている開示請求者の個人情報の部分開示決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、児童相談所が虐待調査を行った事案に関して作成した文書に記載されている開示請求者の個人情報について、令和5年（2023年）2月2日に行った部分開示決定において不開示とした部分（別表1参照）のうち、別表2の「審議会が開示すべきと判断した部分」は開示すべきである。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和4年（2022年）12月21日、審査請求人は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。令和5年4月1日廃止。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、児童相談所の担当者が来宅し虐待調査を行った件に関する自己情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 令和5年（2023年）2月2日、実施機関は、別表1に掲げる文書に記載された情報を、本件開示請求の対象となる情報（以下「本件対象情報」という。）として特定し、別表1の「不開示とした情報」について旧条例第16条第1号、第3号、第6号、第7号及び第8号の規定に該当することを理由に不開示とし、その他の部分を開示するという部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- 3 令和5年（2023年）4月14日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件部分開示決定を不服とする審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和5年（2023年）8月23日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、旧条例第26条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「当審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人法定代理人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件部分開示決定において不開示となっている部分について開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人法定代理人の審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 部分開示決定について（旧条例第16条各号該当性）

「誰が関わっているのか」、「どのような情報を収集したのか」、「児童相談所の審議内容」及び「終結となった理由」は開示されるべきである。

(2) その他（虐待の有無等について）

虐待自体が事実無根であり、被通報者及び保護者の人権を無視し、名誉を棄損するとともに、憲法第21条の知る権利を侵害している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 部分開示決定について（旧条例第16条各号該当性）

(1) 旧条例第16条第1号（法令秘等情報）に該当する項目

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第7条は、当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならないと規定していることから、対象個人情報に記載された通告をした者の情報は、旧条例第16条第1号に基づき非開示とした。

(2) 旧条例第16条第3号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当する項目

本件開示請求に関する対象個人情報については、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれていることから、それらの情報については、同条第3号に基づき、非開示とした。その際、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が知り得る情報は同号ただし書ア（慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報）に該当するため開示し、開示請求者が知り得ない情報は非開示とし、その状況等に応じて、開示・非開示の判断をした。

(3) 旧条例第16条第6号（評価等情報）に該当する項目

本件開示請求に関する対象個人情報については、個人の評価に関する情報が含まれており、それらの情報を開示することで、将来の同種の評価に支障を及ぼすおそれがあるため、同条第6号に基づき、非開示とした。

(4) 旧条例第16条第7号（審議検討等情報）に該当する項目

本件開示請求に関する対象個人情報については、行政における内部的な審議、検討に関する情報や関係機関との情報共有に関する記録が含まれており、同条第7号に基づき、非開示とした。内部的な審議、検討に関する情報を開示すると、児童相談所と関係機関の相互間又は児童相談所の内部における率直な意見の交換などが不当に損なわれるおそれがあり、今後の審議、検討に支障を及ぼすおそれがある。さらに、関係機関は、児童相談所に提供した情報又は対応方針が開示されることは想定しておらず、これらの情報を開示することは、関係機関と児童相談所との信頼関係の構築及び意思決定時に重大な支障が生じることとなりかねない。また、そうなれば今後、関係機関からの協力が得られなくなり、児童相談所の職員が適正な評価・判断を行うために必要な情報の収集が困難となる。

(5) 旧条例第16条第8号（事務事業情報）に該当する項目

本件開示請求に関する対象個人情報については、関係機関との連絡、調査等に関する情報が含まれており、同条第8号に基づき、非開示とした。これらの情報を開示すると、前述（4）のとおり、児童相談所の職員が適正な評価・判断を行うために必要な情報の収集が困難となるとともに、今後の相談援助業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

2 その他（虐待の有無等について）

行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁の処分」である。行政庁の処分とは、本件審査請求では、本件開示請求に対して旧条例の規定を適用・解釈して「部分開示決定」を行った処分が該当するため、虐待の有無等の判断については審査請求の理由とはならない。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人法定代理人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件部分開示決定の妥当性について

(1) 旧条例第16条第1号（法令秘等情報）該当性について

ア 旧条例第16条第1号は、次の情報を不開示情報として規定している。

法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報

イ 別表1のNo.①のうち、実施機関が同号で不開示とした情報は、児童虐待通告受付票に記載された「通告者の情報」である。

ウ 通告者の情報について、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律

第82号)第7条では、「市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定している。

エ したがって、別表1のNo.①に掲げる不開示情報は、法令の規定により本人及び第三者に対して開示することができないと解され、同号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 旧条例第16条第3号(開示請求者以外の個人に関する情報)該当性について

ア 旧条例第16条第3号は、次の情報を不開示情報として規定している。

開示請求者以外の個人に関する情報(中略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)(中略)ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(中略)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

イ 別表1のNo.②のうち、実施機関が同号で不開示とした情報は、ケース記録票に記載された、「開示請求者以外の個人の発言内容や行動、児童相談所と開示請求者以外の個人との連絡内容」である。

ウ 当審議会においてケース記録票に記載された当該不開示部分を見分したところ、開示請求者以外の個人の電話や対面での対応記録等が記載されており、当該不開示部分は開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報と認められる。

エ したがって、別表1のNo.②に掲げる不開示情報は同号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示としたことは妥当である。

(3) 旧条例第16条第6号(評価等情報)該当性について

ア 旧条例第16条第6号は、次の情報を不開示情報として規定している。

個人の評価、診断、選考、指導等(以下「個人の評価等」という。)に関

する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 別表 1 のNo.③のうち、実施機関が同号で不開示とした情報は、児童虐待通告受付票に記載された「通告に対する担当の意見及び検討の結果」、簡易援助方針会議録に記載された「『簡易援助方針会議（社会診断結果）』、『リスクの程度』、『該当項目』、『調査結果』に関する情報」、ケース記録票に記載された「担当者の所見や感想等」である。

ウ 実施機関の説明によれば、児童相談所職員は未成年者の保護者と援助関係を形成し、未成年者や保護者等に関する評価（以下「リスクアセスメント」という。）から得られた知見を適切な伝え方やタイミングで保護者に伝え、保護者の内省の深まりや変容を支援している。なお、児童相談所は状況の変化に応じて随時リスクアセスメントを見直しており、未成熟な上記の情報が開示されれば、保護者に対して不正確な理解や誤解を与えるおそれがあり、児童相談所職員と未成年者及び保護者の間に援助関係を形成して継続的なリスクアセスメントをしていくことが困難になるとのことであった。

エ 当審議会が当該不開示部分を確認したところ、本児及び本児が置かれた養育状況等、実施機関が行ったリスクアセスメントの内容が記載されていた。これらは記録された時点での途中段階の評価であり、当該不開示部分が開示されれば、保護者に対して不正確な理解や誤解を与え、実施機関と保護者等との円滑な援助関係の構築・維持が困難となり、今後の適正なリスクアセスメントの実施に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、同号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

オ ただし、別表 2 に掲げる審議会が開示すべきと判断した部分については、療育手帳の判定履歴等の事実のみの記載であり、当該未成年者の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあると認められないことから、同号に該当せず、開示することが妥当である。

（４）旧条例第 16 条第 7 号（審議検討等情報）該当性について

ア 旧条例第 16 条第 7 号は、次の情報を不開示情報として規定している。

県の機関並びに（中略）他の地方公共団体（中略）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（中略）があるもの

イ 別表 1 のNo.④のうち、実施機関が同号で不開示とした情報は児童虐待通告受付票に記載されている「虐待の状況・内容（時期、具体的な内容）、状況調査先及びその内容、通告に対する担当の意見及び検討の結果等（緊急度等に関する箇所）」、援助方針会議録に記載されている「『簡易援助方針会議（社会診断結果）』、『リスクの程度』、『該当項目』、『調査結果』に関する情報」、

ケース記録票に記載されている「児童相談所と関係機関との連絡、情報共有、調査等に関する記録」である。

ウ 実施機関の説明によれば、当該不開示部分は、児童相談所の調査に応じた関係機関との具体的なやりとりや、関係機関の調査結果等が記載されており、当該部分が開示されれば、関係機関が保護者からの圧力や干渉等の影響を受けることが否定できない。

それによって関係機関や児童相談所の担当者が虐待調査に対して消極的となり、結果として適正なリスクアセスメントができなくなるとのことであった。

エ 当審議会が当該不開示部分を確認したところ、実施機関の内部又は関係機関との相互間における情報共有の内容や実施機関の担当者による評価・検討結果等が記載されていた。そうした情報が開示されれば、今後、実施機関の内部及び関係機関との率直な意見交換が困難になるとともに、保護者からの圧力や干渉等を受けることも考えられる。それにより、実施機関のリスクアセスメントの適正な実施や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、同号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

オ ただし、別表2に掲げる審議会が開示すべきと判断した部分については、療育手帳の判定履歴等の事実のみの記載であり、実施機関の内部又は関係機関との率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められないことから、同号に該当せず、開示することが妥当である。

(5) 旧条例第16条第8号（事務事業情報）該当性について

ア 旧条例第16条第8号は、次の情報を不開示情報として規定している。

県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 別表1のNo.⑤のうち、実施機関が同号で不開示とした情報は児童虐待通告受付票に記載されている「通告形態、虐待の状況・内容（時期、具体的な内容）、通告者・通告経路、状況調査先及びその内容、通告に対する担当の意見等」、簡易援助方針会議録に記載されている「『簡易援助方針会議（社会診断結果）』、『リスクの程度』、『該当項目』、『調査結果』に関する情報」、ケース記録票に記載されている「児童相談所と関係機関との連絡、情報共有、調査等に関する記録」である。

ウ 実施機関の説明によれば、当該不開示部分は、第6号及び第7号で不開示とした部分と同様に、児童相談所が評価した検討結果や関係機関との具体的なやりとり及び関係機関が行った調査結果等が記載されており、そうした検

討段階にある未成熟な情報が開示されれば、児童相談所の職員や関係機関に対する保護者からの圧力や干渉等の影響を受けることが否定できない。

また、保護者に対して不正確な理解や誤解を与えることになれば、児童相談所のリスクアセスメントや援助方針に必ずしも同意できない保護者から関係機関及び児童相談所の調査や援助に対しての拒絶等を受けることが懸念される。

それによって、継続したリスクアセスメントができなくなり、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したとのことであった。

エ 当審議会が当該不開示部分を確認したところ、関係機関から実施機関への情報提供の内容及び対応記録、関係機関が行った調査結果等の情報が記載されており、当該不開示部分が開示されれば、関係機関が虐待調査に協力することに消極的になり、事実をありのままに報告することをためらったり、資料の提出を拒否するなどして、実施機関が必要な情報を得られなくなることや、実施機関の職員が保護者等からの圧力や干渉等の影響により、適切なリスクアセスメントを行うことができなくなり、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、同号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

オ ただし、別表2に掲げる審議会が開示すべきと判断した部分については、療育手帳の判定履歴等の事実のみの記載であり、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められないことから、同号に該当せず、開示することが妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
-------	-----------

令和5年（2023年）	8月23日	・諮問（第30号）
令和6年（2024年）	3月27日	・審議
令和6年（2024年）	5月22日	・実施機関からの説明聴取、審議
令和6年（2024年）	7月24日	・審議
令和6年（2024年）	8月28日	・審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会	長	馬場	啓
委	員	甲斐	郁子
委	員	齊藤	信子
委	員	関	智弘

別表 1

No.	不開示根拠規定	不開示とした情報	本件対象個人情報記録された文書
①	旧条例第16条第1号	通告者の情報	児童虐待通告受付票
②	旧条例第16条第3号	開示請求者以外の個人の発言内容や行動、児童相談所と開示請求者以外の個人との連絡内容	ケース記録票
③	旧条例第16条第6号	通告に対する担当の意見及び検討の結果（緊急度等に関する箇所）	児童虐待通告受付票
		「簡易援助方針会議（社会診断結果）」、「リスクの程度」、「該当項目」、「調査結果」に関する情報	簡易援助方針会議録
		担当者の所見や感想等	ケース記録票
④	旧条例第16条第7号	虐待の状況・内容（時期、具体的な内容）、状況調査先及びその内容、通告に対する担当の意見及び検討の結果（緊急度等に関する箇所）など	児童虐待通告受付票
		「簡易援助方針会議（社会診断結果）」、「リスクの程度」、「該当項目」、「調査結果」に関する情報	簡易援助方針会議録
		児童相談所と関係機関との連絡、情報共有、調査等に関する記録	ケース記録票
⑤	旧条例第16条第8号	通告形態、虐待の状況・内容	

		(時期、具体的な内容)、通告者・通告経路、状況調査先及びその内容、通告に対する担当の意見など	児童虐待通告受付票
		「簡易援助方針会議（社会診断結果）」、「リスクの程度」、「該当項目」、「調査結果」に関する情報	簡易援助方針会議録
		児童相談所と関係機関との連絡、情報共有、調査等に関する記録	ケース記録票

別表 2

対象文書の名称	通し頁	審議会が開示すべきと判断した部分
ケース記録票	17 頁目	記録内容の上から 17 行目から 22 行目の部分